75041_ ボルボ第 2 書面 -1_2022.C

勧誘方法等確認のお願い(チェックシート)

クレジットのお申込みにあたって、お客様が不利益を被らないために、売買契約等に係る以下の内容についてお客様自らご確認願います。

また、訪問販売に該当する場合には、本内容につきましては、割賦販売法に基づき(株)ジャックス(以下「ジャックス」といいます。)から確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。なお、ジャックスからの確認時には申込書をお手元にご用意願います。

- 1. お申込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。
 - (1) お申込みいただく商品・サービス等は申込書に全て記載されていますか。また、申込書 に記載されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。
 - (2) お客様が購入される商品の必要とする数量は、ご自身で決められたものですか。
 - (3) 商品及びサービスの内容それらの性能・品質、効果・効能について、カタログ、チラシ、 パンフレット等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であ るのにあたかも確実であるような説明を受けていませんか。
- 2. 販売店による以下の行為は、法律で禁止されておりますのでご確認願います。
 - (1) 勧誘時に虚偽の事実を告げること(不実告知)。

- (2) 消費者にとって不利な事実があっても、わざと言わないこと(事実不告知)。
- (3) 脅迫まがいに契約を迫ること(威迫・困惑)。
- (4) 契約をするまで長時間居座ること又は「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約 するまで帰さないこと(不退去・退去妨害)。
- (5) 虚偽・誇大説明をすること。
- (6) 商品・サービス等の対価などの支払などを行わせるため、お客様の年収や預貯金、借入 などお客様の支払能力に関する事項について、虚偽の申告をさせること。
- (7) 商品・サービス等の対価などの支払を行わせるためお客様の意に反して、貸金業者や銀 行の支店その他これらに類する場所にお客様を連行すること。
- (8) クレジット契約や金銭の借入の契約を締結させるため、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘すること。

注) 訪問販売の場合であっても、自動車はクーリングオフの適用はありません。

注)禁止行為等についてお気づきの点がありましたら、速やかにジャックスにお申出ください。

ネオバリアブルプラン β における返済金額変更と一部繰上返済等について

以下の特約はネオバリアブルプランβを選択された場合のみ適用されます。ネオバリアブルプランβ以外を選択された場合には適用されません。

- 1. 返済金額変更と一部繰上返済をされるときは、変更又は返済希望月の前月までにジャックスにご連絡いただき、ジャックス所定の手続きをお願いします。
- 2. 返済金額変更と一部繰上返済の場合は次の条件にてお取扱いします。
 - (1)返済金額変更の場合は、毎月の支払額の増減、均等払からボーナス併用払への変更及 びボーナス加算額の増減が可能ですが、変更ご希望額による試算の結果、変更後の総 支払回数は、ジャックス規定の回数を超えることができません。

また、一部繰上返済の場合は原則として1回あたり5万円以上とさせていただきます。

- (2) ボーナス併用払をご利用の場合はボーナス加算額の変更は可能ですが、ボーナス加算 月の変更はできません。
- (3) 変更時の分割払手数料は当初のご契約時と同じ料率を適用させていただきます。
- (4) 返済金額変更と一部繰上返済の都度ジャックス所定の返済額変更申込·契約書をご提出いただきます。また、ジャックスより変更の都度、お支払明細書をお客様に送付させていただきます。
- (5) お支払状況、返済変更額、残回数、残高、一部入金額によってはお取扱いできない場合もありますので、予めご了承願います。
- 3. ネオバリアブルプラン β は、支払回数をご希望により当初契約回数より延長できるため弊社システム上最大回数で個人信用情報機関へ登録されます。

オートローン)クレジット契約について(ご注意)

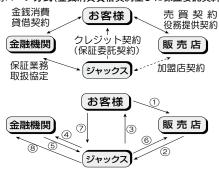
Ⅰ. 本書面と申込書はよく読みましょう。

- 込書」といいます。)をよく読みましょう。
- *「申込書」の中でご不明の点がありましたら、売買契約 (自動車やサービスに関すること)については販売店、 保証委託契約又は立替払契約(お支払に関すること) については、(株)ジャックス(以下「ジャックス」といい ☆ジャックスがお客様のお申込みを承諾(立替払契 ます。)におたずねください。
- *「本書面」と「申込書」は大切に保管しておいてください。

Ⅱ クレジット契約の仕組み

このクレジット契約は、A. 又は B. の形態のクレジット 契約となります。

A. 提携ローン方式(金銭消費貸借契約並びに保証委託契約)



- ①お客様は、販売店に自動車等の購入を分割支払の方法 で申込みます。
- ②販売店はお客様に代わってジャックスに融資の取次 を依頼します。
- ③ジャックスはお客様の審査をさせていただきます。
- ④ジャックスがお客様のお申込みを承諾したときは、 ジャックスはお客様の連帯保証人となり、お客様に代 わって金融機関に融資の申込みをします。
- ⑤ジャックスは金融機関よりお客様に代わって融資金 を受領すると共に、金融機関はジャックスにお客様か らの返済金の取立を委任します。
- ⑥ジャックスは受領した融資金をお客様に代わって販 売店に支払います。
- ⑦お客様は、お買上げの代金に手数料を加えた額を分割 払で、ジャックスにお支払いいただきます。
- ⑧ジャックスはお客様よりいただいた分割支払金をお 客様の返済金として金融機関に支払います。
- ※つまり、上の図のようにお客様は、販売店との間の売 買契約のほか、金融機関との間で金銭消費貸借契約 を、ジャックスとの間で保証委託契約を結ぶことにな ります。

B. 立替払方式



この仕組みは、お客様と販売店の間の売買契約・役務提 供契約の代金等の決済手段として、現金支払に代わって *クレジット契約の内容を明らかにした書面(以下「申 クレジット(立替払)制度を利用する場合のものです。

- ☆お客様がこの仕組みを利用してお買物等をされ るときは、まず、お客様からのお申込みを受けた販売 店がジャックスに連絡をとり、ジャックスはお客様 の審査をさせていただきます。
- 約が成立)したときは、お客様のお買上げの代金は ジャックスがお客様の委託により販売店に立替払 をいたします。
- ☆お客様は、お買上げの代金に手数料を加えた額を分割 払で、ジャックスにお支払いいただくことになります。

お客様のご契約の形態(A.提携ローン方式又はB.立 替払方式)、及びそれがA. である場合のご利用金融機 関名(下記のいずれかになります。)については、お客 様に送付される「お支払明細書」にてお知らせします。

〈融資金融機関名〉(2019年4月1日現在)

日本生命保険相互会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 農中信託銀行株式会社

(上記の他、金融機関が追加されることがあります。)

Ⅲ、購入した自動車等に問題があるときは・・・

- *次のような場合は、まず販売店(申込書表面に記載さ れています。)へご連絡の上、交渉してください。
- ●自動車の引渡しに関すること。
- ●自動車の種類·品質·数量に関して契約の内容に 適合しないこと。
- ●見本・カタログ等と現物の違いによる交換に関する
- ●自動車の販売の条件となっている役務の提供に 関すること。
- ●その他自動車や売買契約についての問題。

Ⅳ. 販売店との間で問題が解決しないときは・・・

- *販売店に連絡がとれなかったり連絡がとれてもⅢ.の 販売店に連絡かどれなかったり連絡かどれてもⅢ.の の適用はありませんので注意してください。 問題が解決しなかったときは、下記ジャックスにご連 ※ 6. ジャックスは、電話勧誘販売、業務提供誘引販売 絡ください。
- *お客様は、販売店との間で問題が解決するまでは、 ジャックスからの代金請求に対し、その支払を停 止することができる場合がありますので、その旨を ジャックスにお申出ください。
- *お申出の際には、「支払停止のお申出の内容に関する 書面」にお申出の内容等をご記入の上、ジャックス宛 にご提出いただくようご協力をお願いいたします。
- *同書面の用紙は、ジャックスにご連絡いただけれ ばすぐにご送付いたします。なお、詳しくは、申込書 裏面(支払停止の抗弁)をお読みください。

お客様に必ずお渡しください。

Ⅴ.その他の消費者保護規定について・・・

※販売店の店舗以外の場所で売買契約のお申込み又は 売買契約の締結をした場合、販売店がクレジット契約 の勧誘にあたって、不実のことを告げたことにより誤 認し、又は故意に事実を告げなかったことによりその 事実がないと誤認してクレジット契約を申込み又は 承諾したときは、そのクレジット契約(意思表示)を取 消すことができます。但し、次の場合には、クレジット 契約の取消しはできませんのでご注意ください。

①お客様の方から住居や職場を訪問するよう依頼し

- ②営業のため又は営業としてお申込みされた場合
- ③販売店がその従業員に対して行う取引
- ④道路運送車両法など特定商取引法以外の他の法律 によって消費者保護が図られている商品の取引の 場合
- ⑤翌月1回払いの場合
- ⑥その他割賦販売法及び特定商取引法の適用を受け ない場合
- ⑦追認できる時から 1 年間取消しを行わない場合又 はクレジット契約を締結したときから5年を経過 した場合

(ご注意)

- ※ 1.お支払先はジャックスです。
 - ジャックスの了解なしに、販売店にクレジット代 金(頭金を除く。)をお支払いしたとしても、その 支払は原則として無効となりますのでご注意く ださい。
- ※ 2.契約はあなた自身のものです。

かりにお客様が単に名義を貸したとしても、お客 様に支払の責任があります。どんなに親しい人か らたのまれても、他人に名義を貸すのは絶対止め ましょう。

- ※ 3.返品をした場合は、ジャックスにも連絡を お客様がジャックスの了解なしに勝手に自動車 を返品したりしてもジャックスに対するお支払 の義務は、原則としてなくなりませんのでご注意 ください。
- ※ 4. ご住所を変更される場合は、事前にジャックスへ ご連絡ください。
- ※ 5. 営業のために購入する場合は
 - お客様が営業のために又は営業として、自動車の 購入をする場合は割賦販売法の消費者保護規定
- 及び連鎖販売のクレジット契約はお取扱してい ません。
- ※ 7. ジャックス名義にて所有権留保の登録をする場 合があります。車両の転売・譲渡・担保差し入れ は禁じられてますのでご注意ください。 ※8「勧誘方法等確認のお願い」をよくお読みくだ

※9

さい。 . ご協力をお願いいたします。 審査のためジャックスからお客様の資産状況や 販売店の販売方法など割賦販売法で定める事項について別途確認させていただく場合があり ます。ご協力をお願いいたします。

お申込み上の注意

○この契約はお客様自身のものです。お申込みの際は「個人情 報の取扱いに関する同意条頂」、「(オートローン) クレジット 契約について(ご注意)」、「お申込みの内容」をよく読んでから 十分納得した上で、太枠内にお客様がボールペンで強く自署し

ださい。名義貸しは絶対に止めましょう。 この「お申込みの内容」は、契約成立後は契約の内容を明らか

○この13年度にありますので、大切に保管してください。 ○この1お申込みの内容1は、(オートローン)クレジット契約の 申込み時に信用調査のための承諾書面となります。

また、クレジット契約成立後は割賦販売法第35条の3の 3及び第35条の3の9の一部、特定商取引に関する法律第5条 の規定に基づく書面となりますので大切に保管してください。 ○このお申込みは商品(役務)名欄に記載された取引の代金決 ○このの中込めは何の(技術)右側に記載された取与の代金次済のためのものです。記載内容以外の取引や約束はないことを確認してください。万一、ジャックスがお客様にご確認のお電話をした際に、確認した内容以外の約束をしていた場合には、お客様が不利益を被る場合もあります。 ○お客様へご契約に関して通知をする場合、ジャックスでは発信部署名、電話番号、住所を表示いたします。それらの記載の

無い通知書は正規のものではありませんので、万一受領した 場合はジャックスまでご連絡ください。

お客様が申込みされ、又は契約された事実に関する情報は、 与信判断・債権管理のため、ジャックスが加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟与信業者及び当該機関と 提携する他個人信用情報機関の加盟与信業者により利用され

)「個人情報の取扱いに関する同意条項」第2条、第4条につい て同意されない場合は、同第7条に基づき対応させていただき ますので、別途ジャックスまでお申出ください。

)事務処理の都合により初回支払月が繰り下がる場合があり ますので別途送付されるお支払明細書にてご確認ください。 う請求書送付先に指定がない場合、ご自宅に送付させていた

)ジャックス名義にて所有権留保の登録をする場合、所有権留 保設定費用はお客様負担となりますので、別途送付されるお支 払い明細書にてご確認ください。

【クーリングオフができない旨のお知らせ】

販売店の店舗以外の場所で売買契約のお申込み又は売買契約 の締結をした場合(訪問販売)でも、自動車についてはクーリン グオフ(書面による無条件での売買契約及びクレジット契約の 申込みの撤回、契約の解除)はできません。

ジャックスへの問合わせ・相談窓口は

株式会社ジャックス

東京カスタマーセンター(お客様相談室) 〒 194-8570 東京都町田市南町田 5-2-1 南町田5丁目ビル

TEL. 0570-200615

大阪カスタマーセンター(お客様相談室) 〒 560-0082 大阪府豊中市新千里東町 1-5-3

千里朝日阪急ビル

TEL. 0570-550061

お申込みの内容

お申込みの内容本条項において「申込書」とは、本申込みにおける申込書「クレジット契約の内容を明らかにした書面」のことをいいます。申込者(以下「私」という)及び連帯保証人予定者(以下単に「連帯保証人」という)は、下記に定める各条項を本契約の内容とすることに同意した上で、私が販売店等において申込書記載の商品の購入、もしくは車検・整備等に要した代金の残金(以下「商品代金残金」という)を、中立書記載の金融機関(以下「金融機関」という)から借入れるにあたっず私に代わって販売店等に立替払することを、会社に委託し、会社はこれを受託します。
(借入委任に関する契約条項)
第1条(借入委任)私は金融機関から申込書記載の商品代金残金に申込書記載の保証委託料を加えた金額(以下「借入金」という)を借入れ

第1条(借入委任) 私は金融機関から申込書記載の商品代金残金に申込書記載の保証委託料を加えた金額(以下「借入金」という)を借入れる一切の権限を会社に委託し、会社はこれを承諾します。第2条(支払委託)(1)私は会社に対し1)私が会社の連帯保証のもとに金融機関からの借入金をもって支払う方法(以下「提携ローン方式」という)、もしくは2)会社が私に代わって立替払する方法(以下「立替払方式」という)のいずれかの方法により、商品代金残金を販売店等に支払うことを委託します。(2)提携ローン方式によるときは、下記立替払契約条項及び共通条項の、また立替払方式によるときは、下記立替払契約条項及び共通条項の適用を受けるものとします。

第3条(契約成立時点) 借入委任契約、支払委託契約、保証委託契約及 び立替払契約は、会社が所定の手続をもって承諾し販売店等に通知を発した時に成立するものとします。なお、会社が承諾しない場合も販売店等に通知されるものとします。このいずれの場合も販売店等から私 にその旨通知されるものとします。また、私と販売店等との売買契約・ 役務提供契約(以下「売買契約等」という)はその申込みをし、販売店等 が承諾の通知を発した時に成立するものとしますが、その効力は借入 委任契約、支払委託契約、保証委託契約及び立替払契約が成立した時か ら発生します。借入委任契約、支払委託契約、保証委託契約及び立替払 契約が不成立となった場合には売買契約等も借入委任契約、支払委託 契約、保証委託契約及び立替払契約の申込時に遡って成立しなかった ものとします。

[金銭消費貸借契約条項(私と金融機関の間の契約)] 第1条(借入要領)(1)私は金融機関より申込書記載の利息・支払回数・ 支払方法により借入金を借受けます。(2)利息計算はアドオン方式によ るものとし、借入日から第1回約定返済日までの期間はその日数にかかわらず1ヶ月とみなすことに私は異議ありません。(3) 私と金融機関との金銭消費貸借契約は、金融機関が金融機関所定の審査の上、私に 代わり借入金の受領の権限を有する会社に対して借入金の支払を完了

した時点で、成立するものとします。 第2条(代理受領と支払) 私は借入金の代理受領並びに借入金より保証委託料を差引いた金額を販売店等に支払う一切の権限を会社に委任 します

第3条。(借入金の返済) (1)私は金融機関が返済金の取立・受領を会社に委任したことを認めるものとし、分割支払による返済金を申込書に定められた支払方法により定められた期日(以下「弁済期」といい ます。)までに会社に対して支払います。なお、連帯保証人についても、同様とします。(2私及び連帯保証人は、前項に定める債務その他の私及び連帯保証人が金融機関又は会社に対して負う債務の支払について、会社又は金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該 振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ありません。

第4条(早期完済の場合の特約) 私又は連帯保証人は、分割支払金を弁済期よりも前に支払うことができるものとします。この場合、私が当初の契約のとおりに分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときは、私は78分法又はそれに準ずる金融機関所定の計算方法により算出された戻し口利息から会社所定 の早期完済手数料(戻し利息の30%)を関係法令に反しない限度で控除したものを請求することができます。なお、戻し利息は金融機関より会社を通じて受取ります。

第 5 条 (期限の利益喪失) (1) 私が次のいずれかに該当するとき(但し、 第2号から第4号まで及び第6号から第9号までの事由については、 会社が当該事由の発生を認識したとき)は、当然に期限の利益を失い、 直ちに残債務全額を支払います。本条について私に対する通知・催告 は、金融機関から分割支払金の取立を委任された会社が金融機関に代わって行います。1)支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、会社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告を受けたにも

かかわらずその期限までにお支払のなかったとき。2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。3)強制執行、保全処分又は滞納処分などの申立てを受けたとき。4)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続切申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。5)売 買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く。以下同じ。)など割 賦販売法第35条の3の60第2項に該当する商品や権利の購入又は役務の受領となる取引については、分割支払金の支払を1回でも遅滞 したとき。6)商品 権利の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき。7)本契約の申込みに際し、虚偽の申告があったとき。8)逃亡、失踪、又は刑事上の訴追を受けたとき。9)保証委託契約及び立替払契約についての共通条項第15条(1)もしくは(2)のい 突利及び立台払突約についての共通条項第15条(1)もしくは(2)のいずれかに該当したとき(連帯保証人が該当したときも含む)。(2)私が次のいずれかに該当したときは、会社の通知又は請求により期限の利益を失い、金融機関に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。1)私の信用状態が著しく悪化したとき。2)その他本契約上の義務に違反し、その違反が本契約上の重大な違反となるとき。第6条(遅延損害金)私が分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日より支払日に至るまで、また期限の利益喪失の場合は完裕に

至るまで、返済すべき元本残に対し年14.60%の割合による遅延損害金を支払います。 【保証委託契約条項(私と会社の間の契約)】 第1条(保証委託)私は金融機関から借入金を借入れるにあたり、会社

第一条(休祉安正) やいは立殿(図内がつ目へ並で目へない。このについるはに連帯保証を委託し、この保証につき会社に対し保証委託料を支払います。私は保証委託料については、借入の際、その全額を借入金より会社において差引くことを承諾します。なお、保証委託料は保証債務が発生した後は、いかなる事由が生じても返戻しないものとします。

至りた後は、いかなる事由が主じても返戻しないものとします。 第2条(保証債務の履行及び求償債務の履行)(1)私が分割支払金の支 払を遅滞した場合又は会社が必要と認めた場合、私及び連帯保証人に 通知・催告することなく会社が私に代わり、金融機関に対し残債務の一 通知・催告することなく会社が私に代わり、金融機関に対し残債務の一部以往全部を代位弁済しても異議ありません。但し、私が会社に対して金融機関からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ通していたにもかかわらず、会社が私に通知、権告なく金融機関からの請求にできる事情を表した場合には、私は金融機関からの請求にでき、治会社が利益を表していた。(2)会社が前ずることができるものとします。(2)会社が前時、由をもって会社に対抗することができるものとします。(2)会社が前時、日本の投行を済済した場合、大に定める大にで支払います。1)金銭消費の投行を選挙した場合は、金銭消費等5条各項との弁済期到来分の代位弁済額。2)金銭消費貸借契約条項第5条各項各号のいずれかに該当する場合は、代位弁済額の全額。第3条(事前求債権の行使)私が金銭消費貸借契約条項第5条各項各号のいずれかに該当する場合は、第2条の代位金額の履行前の表し、

第4条(遅延損害金) (1)私が第2条第2項第1号に該当した場合は、 私は当該弁済額に対し、会社が弁済した日の翌日から支払日に至るま 福は当該方頂頭に入ていた。 で、年14.60%の割合による遅延損害金を支払います。但し、当該遅延 損害金は弁済額に金銭消費貸借契約上の未払債務(弁済期未到来分 の利息を含む)を加算した額に対し法定利率を乗じた額を超えないも のとします。(2)私が第2条第2項第2号又は第3条に該当した場合は、

第5条(所有権留保) 商品の所有権は、保証委託契約が成立した時に販売店等から会社に移転し、私の会社に対する保証委託契約上の債務が 消滅するまで会社に留保されるものとします。 〔立替払契約条項〕

第1条(分割支払金の支払方法) 私は、商品代金残金に分割払手数料を 加算した金額(以下「分割支払金合計」という)を、申込書記載の支払方 法のとおり会社に支払います。

第2条(期限の利益喪失) 私が金銭消費貸借契約条項第5条各項各号 のいずれかに該当する場合は、当然に期限の利益を失い、直ちに、残債 務全額を会社に支払います。

第3条 (遅延損害金) (1)私が、分割支払金の支払を遅滞したときは、支 払期目の翌日から支払目に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。1)支払方法が翌月1回払以外の取引については、当該分割支払金に対し、年14.60%を乗 じた額と分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取 引である場合を除く。2)支払方法が翌月1回払の取引及び割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引(但し、売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合を除く。)については、当 各が私にとって呂乗のためのものである場合を除く。」については、自 ま分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額。3)売買契約等の目的・ 内容が私にとって営業のためのものである場合の取引については、自 該分割支払金に対し、年20.00%を乗じた額。(2)私が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失の翌日から完済の日に至るまで分割支 引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年20.00%を乗じ

第4条(早期完済の場合の特約) 私又は連帯保証人は、分割支払金を弁 第4条(千朔元月の場合の行動) 私文は建市保証人は、方割文払金を刊 済期よりも前に支払うことができるものとします。この場合、私が当か の契約のとおりに分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の中 途で残金全額を一括して支払ったときは、私は78分法又はそれに準 ずる会社所定の計算方法により算出された戻し利息から会社所定の。 早期完済手数料 (戻し利息の 30%)を控除したものを請求することが

できます。 第5条(所有権留保) 商品の所有権は、私の販売店等に対する売買契約 上の債務が消滅するまで販売店等に留保され、会社が販売店等に対し て立替払いを行ったときは、会社は、民法の定めに基づき当然に販売店等に代位し、販売店等の私に対する売買契約上の債権の効力及び留保所有権に基づき販売店等が有していた一切の権利を行使できることを 確認します

情能しる。 「保証委託契約及び立替払契約についての共通条項」 第1条(商品の引渡し)商品は、本契約成立後申込書記載の期限までに 販売店等から私に引渡されるものとします。なお、所有権留保のため、

販売店等から私に引渡されるものとします。なお、所有権留保のため、私に商品が引渡された時点で、商品について私から留保所有権者に対して占有改定の方法による引渡しがなされたものとします。第2条(遵守事項等)(1)商品の所有権が留保されている間は、私は次の事項を遵守するものとします。1)私は善良なる管理者の注意を所有権者のの告した。2)私は商品を管理し、入質、譲渡、賃貸、担保提供その他留保所有権者の所有権を持って商品を管理し、入質、譲渡、賃貸、担保提供の他留保所有権者の所有権を持ったとと。1)私は商品を管理している場合、である場合、連やかにその会社に証証管場所有権者が商品の所有権者が高品の政策を主張証明は表することの意味に、3)私は会社の承諾等現状を変更しない事務にいる。また、協品の改造、毀損証を取得し、会社に事検証の場合は、販売店等が車検証を取得し、会社に車検証のよるな付すること又は、会社が車検証を取得(需子的取得を含める)また、大会社が車検証を取得(需子的取得を含める)また、大会社が車検証を取得(需子的取得を含める)また、大会社が車検証を取得(需子的取得を含める)また、大会社が車検証を取得(需子的取得を含める)また、大会社が車検証を取得(需子的取得を含める)また、対策を対策を取得(需子的取得を含める)また、対策を対策を対象していませいます。 商品が車両の場合は、販売店等が車検証を取得し、会社に車検証の写しを交付することには、会社が車検証を取得(電子的取得を含める)することに同意するものとします。(2) 私は商品の登録上の所異議がないるとに同会社の指示する者において保持されることにるこのに異議がない。 のとします。なお、会社が登録上の所有者名義を私とする前項の適用を登録して、また。のとします。なお、会社が登録上の所有権者に関係のといる場合において、時期を明まる者においる場合には、政所所有所有権名。(3) 商品の登録と、人人、の所の所有権名。(4) 商品の登録とない。 後に、いかる被担保債務が完済をされた時は、商品の登録との所有者名協議は私又はその指定する者に変しまされる。の一般はこの手続しくを確議して、ないませば、私の指定がよるといませ、事場保証人又は私の指定があるととは、事場保証人又は私の指述を得ない事情があるときは、事場保証人又は表の地を得ない事情があるととは、事場保証人又は私のおまな得ない事情があるととは、事場保証人又は私のおまなる。 関手、その他私又は私の指定する有に問品の豆麻上の所有有名義を変 更できないやむを得ない事情があるときは、連帯保証人又は私の親変族 に必要書類を交付して所有者名義変更の手続を依頼することができる ものとし、私はこれを異議なく承諾します。(4)前項に関わらず、所有権 留保にかかる被担保債務が完済された時点において、私が会社に対し 他の債務を負担し、かつその支払いを遅滞している場合、会社は遅滞中 の当該債務が完済されるまで所有者名義の変更を振むことができる のとします。(5)当該商品の所有者名義の変更登録に要する一切の費用

のとします。(5) 当該間面の所有有名義の変更豆球に安する一切の賃用 (これに要する作業等の手間も含む)は、私の負担とします。 第3条(費用等の負担)(1)私は、会社に対する分割支払金、これに関する利息、違約金、損害賠償金その他これらの債務に従たるものを負担します。(2)前項の違約金又は損害賠償金には、以下のものが含まれます。1)私が支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座抵替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続回数1回につき330円(うち消費税30円)。2)会社が振込用紙等書面を送付したときは、振 込用紙送付手数料等として送付回数1回につき330円(うち消費税30円)。3)分割支払金の支払遅滞等私の責に帰すべき事由により会社が訪問集金したときは、訪問回数1回につき1,100円(うち消費税

100円)。4)会社が私に対して金銭消費貸借契約第5条第1項第1号に基づく書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用。

第4条 (商品の預り) 私が分割支払金の支払いを遅滞したとき、会社に 留保された所有権(立替払契約条項第5条に基づき会社が代位取得し た留保所有権を含む。)に基づき、会社は商品を一時預ることができる

ものとします。 第5条(公租公課)(1)私は、第3条に基づき、会社に支払う費用等にかかる消費税及び地方消費税は、私が負担するものとし、消費税率が近担方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても私が負担所方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても私がの取りでである。 (2)私は、名義のいかんにかかわらず、商品の取得。所行、保管、使用、並びに提供を受ける役務その他本契約の総第66済行に分き会社が商品を引取ったことにより、会社から支払を受けるとします。 (3)私を受ける役務その他本契約のは第66済行にがある場合は、その消費税相当額を会社が私の債務の内弁済としているとします。 があるる場合は、その消費税相当額を会社が私の債務の内弁済として記当することに同意する皆契約本のとします。 第6条(清算)(1)金銭消費借契約本くと対の商品の現実の引渡しまする事由があるときは、私は借契約本くと対の現実の引渡しまでは、対しばなりません。(2)会社が前項に対しの現実の引渡しまづけたときは、私は、一般財団法人日本自動車音定協会の引渡とまではなけたときは、私は、一般財団法人日本自動車音定協会の計算とはでは終金とを融機関が協議の上決定した相当な価格をもって、又は私と金融機関が協議の上決定した相当な価格を

たときは、かは、一般別団法人日本自動単食止励芸の計画に差り、計価をもって、又は私と金融機関が協議の上決定した相当な価格をもって所有権留保にかかる被担保債務の弁済に充当されても異議ないものとします。(3)前項の充当の後、不足額があるときは、私は、祖の会社に対してるとされても異議ないものとし、なお余剰あるときは、会社はこれを私に返還します。 第7条(付加物件に対する費用の償還等の免責)(1)第6条により会社に対する事用の償還等の免責)(1)第6条により会社の対する費用の償還等の免責)(1)第6条により会社の対象に対して、表しませ、会社、表し、日本を配けていまり、また。

が私から車両の現実の引渡しを受けるときは、会社は車両に付加された物件を含めて引取ることができます。(2)第6条第2項による車両の評価には、前項の物件を含めるものとし、私は、会社に対しその物件の返還又は損害賠償等の請求を致しません。

返鬼くは損害賠負等の調水を致しません。 第8条(通知義務)私又は連帯保証人は、その氏名、住所、ないし営業の目的、もしくは車両等の保管場所を変更したときは、遅滞なくその旨を書面により、会社に通知します。なおその通知がないときは、会社が、私又は連帯保証人の住所、氏名あてに発送した郵便物は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。但し、その通知を行わないことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。

第9条(売買契約の解除)商品の装備、外観等が見本・カタログと相違し、その修理、補充が不可能な場合は、私は、売買契約を解除できるものとします。なお、売買契約が解除された場合は、私は速やかに会社に対しその旨を通知するよう努めるものとします。

対しての旨で地知するよう旁めるものとします。 第10条(支払停止の抗弁)(1)私は、以下の事由が存するときは、その 事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、分割支 払金の支払を停止することができるものとします。1)商品の引渡しが なされないこと。2)商品に破損、汚損、故障、その他契約に適合しない もの(商品が中古自動車の場合、前使用者の使用態様等により通常生す るものを除く)があること。3)その他商品の販売について、販売店等 に対して生じている事由があること。(2)会社は、私が前項の支払の停止せるによるによるとなりに申出をしませ、電力に運の手続きました。 に対して生じている事由があること。(2)会社は、私が前項の支払の停止を行う旨を会社に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるもの事とします。(3)私は、前項の申出たときさは、あらかじめ(1)と号すす。(4)との解消のため、販売店等と交渉を行うよう、努めるものとしましたときば、速やかに(1)各号の事由を記載した書面(資料がある場合は資料添付のこと)を会社に提出するよう努めるものとします。また、会社が当該事由について調査する必要があるかからず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することと割賦販売さいとします。(5)第1項の足にできない、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することと割賦販売さいとします。(1)支払方法が翌月1回払であるとき。2)割賦販売谷の定める指定営業のためのものであるとき。3)売買契約等の目的・内容が私にとって買に該当するとき。4)由込書記載の支払終額が4万円に 3の60第2項に該当するとき。4)申込書記載の支払総額が4万円に満たないとき。5)(1)各号の事由が私の責に帰すべきとき、その他私による支払の停止が信義に反すると認められるとき。 第11条(支払停止による代位弁済)(1)提携ローン方式の場合においた。

不 私が前条第1項により支払を停止した場合。会社は私の残債務全額を金融機関に代位弁済しても私は異議ありません。この場合、保証委託契約条項第4条の規定は適用されないものとします。(2)前項の場合、 私は前条第1項各号の事由が解消された以降は、金銭消費貸借契約 に定められた支払方法・支払期日による分割支払金を会社に対して支 払います。この場合、金銭消費貸借契約条項第4条並びに第5条の規定 中、金融機関を会社と読みかえて保証委託契約に適用されるものとします。(3) 前項の場合、私が分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期 6.5。、い、間はいで関ロ、近れ、カ門ス仏をピーしたとさは、文仏所 日の翌日より支払日に至るまで、また期限の利益喪失の場合は完済日 に至るまで、分割支払金の残全額に対し法定利率を乗じた額の遅延損 害金を会社に支払います。

害金を会社に支払います。 第12条(連帯保証人)(1)連帯保証人は、保証委託契約及び立替払契約についての共通条項第3条第1項に規定する債務につき、私と連帯して債務履行の責すを負うものとします。(2)会社が、連帯保証人の1人に対して債務履行の請求をしたときは、私及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。 第13条(契約締結時における情報提供義務)(1)私は、本契約から生ずる私の会社に対する債務(事業のために負担する債務に限る)を主たる債務とする保証を連帯保証人に委託するにあたり、連帯保証人に対し、対に関するり下の情報を提供したこと及びこれらの情報が真まかつ正

関射を引き、1000円では、1000円であることを表明し、保証します。1000円であることを表明し、保証します。100円であることを表明し、保証します。100円であることを表明し、保証します。100円であることを表明し、保証します。100円であるでは、100円である。100円であることを表明し、保証しませば、100円である。100円であることを表現している債務の有無並びにその額及び履行状況。30円であることを表現している債務の有無並びにその額及び履行状況。30円であることを表現している。100円であることを表現している。100円であることを表現している。100円であることを表現している。100円であることを表現している。100円であることを表現している。100円であることを表現している。100円であることを表現している。100円であることを表現している。100円であることを表現していることを表現している。100円であることを表現していることを表現している。100円であることを表現している。100円では、100円であることを表現している。100円であることを表現る。100円であることを表現している。100円であることを表現る。100円では、100円であることを表現る。100円であることを表現る。100円では、100円では、100円である。100円では、100 る原物がパに見担している原物が自然地でにての領及い優け代況。3 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容。(2)連帯保証人は、本契約に基づく債務の保証についての委託を受けるにあたり、私から、前項各号に掲げる情報の提供を受けたことを表明し、保証します。(3) 私及び連帯保証人は、自たの基準が再来ではない。 これの表現が真実ではない場合には、会社の請求に応じて、直ちに会社に対する一切の債務を履行するとともに会社に生じた損害を賠償するものとします。

第14条(弁済の取扱い) 私及び連帯保証人は、私及び連帯保証人が会 社に対して負う債務の支払について、会社所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ありません。

第15条(反社会的勢力の排除)(1)私及び連帯保証人は、会社及び金融機関に対し、私及び連帯保証人(法人にあっては、「代表者」及び「法人の経営を支配、又はその法人の経営に実質的に関与するもの」を含み ます。以下本条において同じ)が、現在、次のいずれにも該当しないこと ます。以下本系において同じ)が、現在、次のいうれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。1)暴力団。2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。3)暴力団準構成員。4)暴力団関係企業。5)総会屋等。6)社会運動等標榜づ口。7)特殊知能暴力集団等。8)前各号の共生者。9,テロリスト等(疑いがある場合を含む)。10)その他前各号に建する者。(2)私及び連帯保証人は、会社及び金融機関に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のにでも該当する行為を行わないことを確約いた 場合、私及び連帯保証人は、会任の週別又は請求により期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、第6条が適用されるものとします。(5)(4)の規定の適用により、会社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、私及び連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また(4)の規定の適用により、私及び連帯保証人に指害等が生じた場合にも、私及び連帯保証人は、当該損害等について会社又は金融機関に請求をしないものとします。(6)(4)の規定に基づき本契約が解除された。 場合でも、会社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。 第16条(公正証書の作成)私及び連帯保証人は、会社が必要と認めた場合、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応

じるものとします。なお、公正証書作成に必要な費用は私の負担とし

第17条(債務の充当)私の金融機関及び会社に対する債務の支払い が、契約に基づき私が金融機関及び会社に対して負担する一切の債務 の金額に満たないときは、私は支払金が金融機関又は会社所定の順序・ 方法により債務に充当されることに同意します。 第18条(住民票等取得の同意) 私及び連帯保証人は、本申込みを行う者が申込書に記載された私及び連帯保証人に相違ないことを確認する ため並びに契約成立後の債権管理のため、会社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用する ことに同意します

第19条 (本契約の変更)会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、会社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で私及び連帯保証が正されています。 契約を変更することができるものとします。1)変更の内容が私及び連帯保証人の一般の利益に適合するとき。2)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第20条(合意管轄裁判所) 私及び連帯保証人は、本契約について紛争 が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、私及び連帯保証人の住所 地、購入地、及び会社の本社、各支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁 判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。 [ネオバリアプルプランβオートローン条項]

第1条(支払額の変更等)

(1)私は支払継続途中において会社の承諾を得て、月々の分割支払金

の額を変更できるものとします。但し、ネオバリアブルプランβ以外を選択した場合は除きます。 (2)私は支払継続途中において会社の承諾を得て、月々の分割支払金以上の額を1回あたり5万円以上で繰上返済できるものとし、返済金の

上の額を1回あたり5万円以上で繰上返済できるものとし、返済金の充当順序は会社所定の方法とします。但し、ネオバリアブルプランβ以外を選択した場合は除きます。
(3) 私は(1)の分割支払金の額を変更し、又は(2)の繰上返済を行うときは、事前に会社所定の申請書等により申出るものとします。なお、分割支払金の額の変更に伴う分割払手数料の算出方法は申込書記載の分割払手数料を算出した方法に準じて会社が行うことを了承します。但し、ネオバリアブルプランβ以外を選択した場合は除きます。
第2条(早期完済の場合)第1条に基づき月々の分割支払金の額を変更した場合においても、立替払契約条項第4条(早期完済の場合の特約)は、適用されるものとします。

。 〔据置タイプの据置額清算に関する条項〕 第1条(最終回据置支払金の再分割支払)

第一条 (最終) 回路 (最近) 日本 (最終) 回报 (最近) 日本 (最終) 回报 (最近) 日本 (最終) 回报 (最近) 日本 (日本) 日本 づき期限の利益が喪失しているとき。②分割支払会の支払を約定通り 支払っていないとき。③立替払契約及び保証委託契約並びに共通条項 に違反しているとき。④当社の総合的判断により再分割契約を承認し ないとき

第2条 (任意保険の加入) 商品が車両の場合については、登録日から契約期間終了までの間、私の 負担で自動車保険 (車両保険付き)に必ず加入するものとします。

〔契約書(正)の取扱い〕

会社は、本契約の契約書(正)に関して以下の取扱いができるものとします。1)私の保証委託契約もしくは立替払契約上の債務が完済した後 も割賦販売法等法令の定めに従って契約書(正)を一定期間保管する と。2)前号の期間経過後は会社において契約書(正)を廃棄すること。 【問合わせ・相談窓口等】

|向合わせ・相談窓口寺|
1. 売買契約等(商品等)についてのお問合わせ・ご相談は申込書記載の販売店等にご連絡ください。
2. 保証委託契約又は立替払契約(お支払)についてのお問合わせ・ご相談並びに支払停止等のお申出の内容に関する書面については、下記株式会社ジャックスにおたずねください。
株式会社ジャックスにおたずねください。
株式会社ジャックス

東京カスタマーセンター (お客様相談室) 〒194-8570東京都町田市南町田 5-2-1 南町田 5丁目ピル TEL. 0570-200615

大阪カスタマーセンター(お客様相談室) 〒 560-0082 大阪府豊中市新千里東町 1-5-3 千里朝日阪急ビル TEL. 0570-550061

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

1)申込者(契約者)(以下)私)という。)及び連帯保証人予定者(連帯保証人)(以下[連帯保証人)という。)は、株式会社シャックス(以下[当社]という。)が、クレジット契約(本申込みを含む。 集したことにより知り得た後更情報を含む、以下向じ20本契約に関するも込日、契約15、向面 ●株式会社日本信用情報機構(資金業法に基づく指定信用情報機関)
名、契約額、支払向数、支払方法、振替口座③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
状況、早期完済を受け付けた事実④本契約に関する私及び連帯保証人の支払能力を調査する ナビダイヤル:0570-055-955 URL(https://www.jcc.co.jp/)
ため又は支払途上における支払能力を調査するため、私及び連帯保証人が申告した私及び連帯 ※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社が開設している
保証人の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債 ホームページをご覧ください。
務の返済状況⑤本契約に関し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、又は当社 (4)当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は下記のとおりです。
が必要と認めた場合に、私及び連帯保証人の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、●全国銀行個人信用情報とフター
又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
記載内容情報の本契約に係る自動車の検査証を取得して電子的取得を含む、内容を確認し記 TEL. 03-3214-5020 録することにより得た記載内容情報⑦法令等に基づき、私及び連帯保証人が提出した収入証明 URL(https://www.zenginkyo.or.jp/pcic//

録することにより信人記載以答情報(ジ本寺を屋づき、私及の建帯保証人が提出した収入証明書等の記載内容情報)電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報9当社届出電話番号の現在及び過去の有効性(過話可能か否か)に関する情報(2)私及び連帯保証人は、当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託(債権譲渡を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(いこより収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。
(3)私は、本契約において当社が提供する保険を付帯する場合は、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(いにより収集した個人情報を下記提携会社に提供することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した下記提携会社が、保険業務(保険事故時の受

〒100-3349 東京都新恒区西新信1-26-1 利用会社名 au 損害保険株式会社 TEL、0800-700-0600 〒108-0075 東京都港区港南1-6-34 品川イースト (4)私及び連帯保証人は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を認業務委託先に提供することに同意します。
(5)私及び連帯保証人は、当社が法令(強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。)に基づいて、公的機関等に対して(1)により収集した個人情報を提供する場合に、個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供するごとに同意します。

(6私及び連帯保証人は、本契約に基づく精算及び本契約に関する紛議の解決等のため、当社が (1)①②(当社が必要と判断した場合は(1)③を含む。)の個人情報を申込書記載の販売店に提供す

(1人)②(当社が必要と判断した場合は(1)③を含む。)の個人情報を中込書記載の販売店に使用することに同意します。
(7)私及び連帯保証人は、本契約が提携ローン方式の場合は、当社が(1)により収集した個人情報 2)リース事業 オートオークション仲介事業にを「(オートローン)クレジット契約について(ご注意) 記載の融資金融機関のいずれか(ご利用利用会社名 ジャックスリース株式会社 TEL.0 融資金融機関が決定した場合は「お支払明細書」によってお知らせいたします。)に対して、当該金融機関が決定した場合は「お支払明細書」によってお知らせいたします。)に対して、当該金融機関が決定した場合は「お支払明細書」によってお知らせいたします。 ●当社と個人情報の提供に関する契約を締結(8)私は、当社がいにより収集した個人情報を、民法第458条の2に基づく連帯保証人の請求が報を利用する場合。 る 3 (保険商品等に関する案内に利用するため、 3 (保険商品等に関する案内に利用すると) 3 (保険商品等に関する案内に利用するため、 3 (保険商品等に関する案内に利用すると) 3 (保険商品等に関する案内に利用すると) 3 (保険商品等に関する案内に利用すると) 3 (保険商品等に関する案内に利用すると) 4 (保険配用する) 4 (

当社が実施するため、提供することに同意します。 第2条(個人情報の与信等の目的以外の利用)

用名家(個人情報の与情等の目的以外の利用)

「EC. 03-3230-0000

和及び連帯保証人は、当社が下記の目的のために第1条(1)の個人情報を利用したり、電子メー

「一101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

ル・ダイレクトメール・ファクス・電話・SMS(ショートメッセージサービス)等により案内する

利用会社名 損害保険ジャパン株式会社

ことに同意します。(0当社のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引・賃貸管理事業、物

TEL. 03-3349-4829

品賃貸事業等における市場調査、商品開発、商品・サービス情報、関連するサービスのお知らせな

だに利用するため。(2)当社の情報処理サービス事業(データ集計・統計サービス、あて名印刷サー

は、発送・発信サービス等、これらを当社が提携先生業等から受託する場合を含む。)における

TEL. 0800-7700-0600

コーロの 2007である業績の基本で発売する。2.4 日間である。2.4 日間ではなる。2.4 日間である。2.4 日間ではなる。2.4 日間である。2.4 日間ではなる。2.4 日間である。2.4 日間である。2.4 日間である。2.4 日間である。2.4 日間である。2.4 日間ではなる。2.4 日間ではなる。2.4 日間ではなる。2. 市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付に利用するため。

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ(URLは、

※はお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームペーシ(URLは、https://www.jaccs.co.jp/)をご覧ください。 第3条(個人信用情報機関への登録・利用) (1)私及び連帯保証人は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(間と照会し、私私の配偶者及び連帯保証人の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、資業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、私及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査(与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。)の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。 (5)上記(3)に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は、下記のとおりです。 1)株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額又は極度額、貸 付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、 延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

2)株式会社日本信用情報機構 本人を特定するための情報代名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転 免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、負付日、契約金額、負付 金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、 残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債 務整理、兵証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)の全部又は一部となります。 第4条(個人情報の第三者への提供・利用)

(1私及び連帯保証人は、当社が下記の場合に第1条(1)(12の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社が、下記の目的により個人情報を利用する場合。

1)①(保険代理店事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。②各種商品小売事業における商品等に関する案内に利用するため。③電気通信事業における宣伝物等、営業案内に利用す るため。

利用会社名 ジャックス・トータル・サービス株式会社 TEL. 03-6311-7331

〒140-8671 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー

2 ついース事業 オートオークション仲介事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。利用会社名 ジャックスリース株式会社 TEL.03-6327-2200 〒140-8517 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー
●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した下記提携会社が、下記の目的により個人情報の提供に関する契約を締結した下記提携会社が、下記の目的により個人情報の提供に関する契約を締結した下記提携会社が、下記の目的により個人情報の提供に関する契約を締結した下記提携会社が、下記の目的により個人情報の提供に関する契約を締結した下記提携会社が、下記の目的により個人情報を記述されていません。

利用会社名 三井住友海上火災保険株式会社 TEL. 03-3256-6686

17日と、08007-700-0600 〒108-0075 東京都港区港南1-6-34 品川イースト
(2)私及び連帯保証人は、当社が下記の場合に第1条(1)①~⑤の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。
●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社が、後払い決済事業に係る
私及び連帯保証人の支払い能力に関する調査のために個人情報を利用する場合。
利用会社名 ジャックス・ペイメント・ソリューションス株式会社
TEL、03-6758-0738

〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー (3)私は、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した申込書記載の販売店が別表2の事業における市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付に利用するため、当社が第1条(1)(1)(2)(3)(月々の返済状況を除く)の個人情報を保護措置を講じた上で提

(4私及び連帯保証人は、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した下記の会社(以下)提携先」という)に対して、下記に定める目的のため 、第1条(1)①②③(月々の返済状況を除く)の個人情報を提供し、当該提携先がこれを利 用することに同意します。 ボルボ・カー・ジャパン株式会社

がパップ・アインは云は 〒105-0011 東京都港区芝公園1-1-1 住友不動産 御成門タワー イ. 商品、サービス等についての情報を提供する等、ボルボ・カー・ジャパン株式会社の営業に 関する案内を行うこと。 口. 商品の企画・開発又はお客様満足度向上策等について、アンケート調査を実施すること。

(6)上記(1)12)3)(2記載の法人及び3記載の販売店並びに4)記載のボルボ・カー・ジャパン株式会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終3日から7年間とします。なお、上記(1)、(2記載の関係会社及び提携会社及び3)記載の販売店並びに4)記載のボルボ・カー・ジャパン株式会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終3日から7年間とします。なお、上記(1)、(2記載の関係会社及び提携会社及び3)記載の販売店並びに4)記載のボ ルボ・カー・ジャパン株式会社における個人情報の利用期間については、各社へお問合わせく

が、カー・タイン株式会社における個人情報の利用期間については、各社へお同日がとください。 第5条(個人情報の開示・訂正・削除) (1)私及び連帯保証人は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する当社の関係会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。①当社に開示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きに受け窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましておとます。 親・子致科寺の計画に ういての言え しより。 おに、開かい間が手続さに うざましては、当社のホームページ (URLは https://www.jaccs.co.jp/によってもお知らせしております。 ②個人信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。 ③当社の関係会社、提携会社又は販売店並びにボルボ・カー・ジャパン株式会社に対して開示を請求する場合には、第4条記載の当社の関係会社、提携会社又は販売店並びにボルボ・カー・ジャパン株式会社に連絡してください。 (2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削齢になるよっとします。

第6条(本規約に不同意の場合)

当社は、私及び連帯保証人が本契約の必要な記載事項(契約書表面で私及び連帯保証人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承諾できない場合には、本契約をお断りし、又は保険の適用がされないことがあります。但し、本規約第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申出)

本規約第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措

第8条(個人情報の取扱いに関する問合わせ等の窓口)

個人情報に関するお問題に関するお問合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。 東京カスタマーセンター(お客様相談室) TEL. 0570-200615 〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル

大阪カスタマーセンター(お客様相談室) TEL. 0570-55006

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル

第9条(本契約が不成立の場合) 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契 約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、申込書の写し等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条(本規約の変更)

第10条(本規約の変更) 本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。 V.211201K-B

別表1	登録情報 会 社 名	①本契約に係る申込 みをした事実	②本契約に係る客観 的な取引事実	③本契約に係る債務の支 払を延滞等した事実
登	株 式 会 社 シー·アイ·シー (C I C)	当社が個人信用情報 機関に照会した日か ら6ヶ月間	契約期間中及び契約 終3後5年以内	契約期間中及び契約終 了後5年間
録期間	株 式 会 社日本信用情報機構(JICC)	当社が個人信用情報 機関に照会した日から6ヶ月以内	契約継続中及び契約 終了後5年以内(但 し、債を譲渡のの事で に係る情報について は当該事実の発生日 から1年以内)	契約継続中及び契約終 3後5年以内

- 別表2

自動車小売業・自動車付属品小売業、及びこれらの商品の修理、整備取付業・ 自動車整備業・損害保険業・保険媒介代理業・保険サービス業